

## 令和6年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、令和6年度に岐阜県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (対象契約)

第2条 本方針の対象となる電力調達契約は、競争入札による高圧又は特別高圧の電力調達契約とする。

### (対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、公安委員会(警察本部)及び労働委員会事務局を含む本県の全ての機関(以下「各部局等」という。)とする。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 環境評価基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

#### (2) 環境評価加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- イ エネルギーの地産率
- ウ 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率

### (入札参加資格)

第5条 各部局等が実施する第2条に規定する契約に係る競争入札に参加する資格がある者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)している小売電気事業者
- (2) 次のいずれかに該当する小売電気事業者
  - ア 第7条第1項に規定する環境評価基本項目の評価点の合計が70点以上とされた者
  - イ 第7条第1項に規定する環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点以上とされた者

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

（評価項目報告書等の提出）

第6条 各部局等が行う高压又は特別高压の電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に規定する環境評価項目を、別表1「岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を様式1「岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、知事に提出するものとする。

2 前項の小売電気事業者のうち、第4条（2）ウに掲げる環境評価項目による加点を希望する者は、様式2「岐阜県への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書」（以下「供給予定比率報告書」という。）を評価項目報告書と併せて知事に提出するものとする。

（評価）

第7条 環境生活部長は、前条の規定により、評価項目報告書及び供給予定比率報告書が提出されたときは、その内容を確認し、評価点を判定するものとする。

2 環境生活部長は、前項の規定による判定の結果について、様式3「令和6年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果」を小売電気事業者へ通知するとともに、各部局等に周知するものとする。

3 環境生活部長は、第2条に規定する契約に係る競争入札に参加する資格がある者を、ホームページ等において公表するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 各部局等の長は、前条第3項のホームページ等により各小売電気事業者の入札参加資格の有無を確認するものとする。

（特定電源割当証明書の提出）

第9条 第4条（2）ウに掲げる環境評価項目による加点により、環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点に達する小売電気事業者は、第2条に規定する契約を締結したときに、様式4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた形式で作成した、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、6か月ごとに知事に提出するものとする（※）。

※ 環境価値を有する証書を用いる場合は、その写しを併せて提出するものとする。

(方針の公表)

第10条 県は、本方針をホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第11条 本方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理は、環境生活部脱炭素社会推進課において行う。

附則

1 この方針は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

## 岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区分	配点
1. 令和 4 年度の 1kWh あたり二酸化炭素排出係数(事業者全体の調整後排出係数) [単位 : kg-CO <sub>2</sub> /kWh]	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上	0
2. 令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
3. 令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上	20
	5.00 %以上 10.00%未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区分	配点
4. 省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
5. 令和 4 年度のエネルギーの地産率	10.00 %以上	10
	5.00 %以上 10.00 %未満	5
	5.00 %未満	0
6. 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率 (電力使用量の割合)	30.00%超	50
	27.50%超~30.00%以下	45
	25.00%超~27.50%以下	40
	22.50%超~25.00%以下	35
	20.00%超~22.50%以下	30
	17.50%超~20.00%以下	25

	15.00%超～17.50%以下	20
	12.50%超～15.00%以下	15
	10.00%超～12.50%以下	10
	7.50%超～10.00%以下	5

※環境評価基本項目 1

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）をいう。

※環境評価基本項目 2

未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

（算定方式）

$$\text{令和 4 年度未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 4 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）」第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

### ※環境評価基本項目 3

令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式により算出した数値をいう。

(単位は全て kWh)

(算定方式)

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量 (送電端)
- ② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量
- ⑥ 供給電力量 (需要端)

注1: 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備 (太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス) による電気を対象とする。

注2: ①から⑥の全てについては、令和4年度の小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出係数算定に用いたものに限る。

### ※環境評価加点項目 4

需要家の省エネルギー促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

※環境評価加点項目 5

地産率とは、令和4年度の岐阜県内における発電電力の活用状況をいい、以下の算定式によるものとする。

ただし、令和4年度実績の地産率がない小売電気事業者については、令和6年度供給計画による地産率を代替値として報告することができる。

(算定方式)

$$\text{令和4年度の地産率(\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

① 令和4年度の岐阜県内で発電した電気の供給電力量（送電端）(kWh)

② 令和4年度の供給電力量（需要端）(kWh)

(供給計画を報告する場合は、令和4年度を令和6年度と読み替えて算定すること。)

※環境評価加点項目 6

再生可能エネルギー電力とは、以下のいずれか又は組み合わせによる、環境価値を有する電気をいう。

① 非化石証書等を付けた FIT 電力

② 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力

③ 非 FIT 電力（再生可能エネルギー由来）

注1：①、②の電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定あり、FIT / 非 FIT のどちらも可）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット）が付いていることを条件とする。

注2：③の電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非 FIT 非化石証書が付いていることを条件とする。

様式1（第6条関係）

令和 年 月 日

令和6年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

岐阜県知事 様

住所：

商号または名称：

代表者職・氏名

令和6年度に岐阜県が行う電力調達契約の入札に参加したいので、岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表1）により算定した点数等を記載し提出します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 評価項目の状況

環境評価基本項目	自社の数値等	点数
令和4年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出 係数(事業者全体の調整後排出係数)	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
令和4年度の未利用エネルギーの活用状況	%	
令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況	%	
環境評価加点項目		点数
省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組地 域における再エネの創出・利用の取組 (いずれかに○をつける)	実施・未実施	
令和4年度のエネルギーの地産率	%	
落札した施設への再生可能エネルギー電力 の供給比率	%	
計		



### 3 未利用エネルギーの発電状況、再生可能エネルギー導入状況の算出根拠

令和4年度の未利用エネルギーの発電状況の算出根拠	
① 工場等の廃熱又は排圧	kWh
② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (再エネ特措法第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当する者を除く)	kWh
③ 高炉ガス又は副生ガス	kWh
供給電力量 (需要端)	kWh

令和4年度の再生可能エネルギー導入状況の算出根拠	
① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端)	kWh
② グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量	kWh
③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量	kWh
④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量	kWh
⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量	kWh
供給電力量 (需要端)	kWh

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の数値等」及び「点数」には、別表1により算出した値を記載すること。

注3) 環境評価加点項目については、環境評価基本項目の合計点が70点に満たない場合のみ記載すること。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類(算出根拠等)を添付すること。

担当部署

担当者名

電話番号

電子メール

(備考) 提出先: 岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 住所: 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

様式2（第6条関係）

令和 年 月 日

岐阜県への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書

岐阜県知事 様

住所  
商号または名称  
代表者職・氏名

岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る再生可能エネルギー電力の供給予定比率について、次のとおり提出します。

なお、令和6年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針の対象契約を落札した場合には、当該契約において下記の供給比率以上の再生可能エネルギー電力を供給し、その比率について確認できる資料を様式4もしくはそれに準じた形式で6か月ごとに岐阜県知事に提出する事を誓約いたします。

落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率 %

様式3（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

岐阜県環境生活部長

## 令和6年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果

令和 年 月 日付で提出のあった、令和6年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書について、令和6年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針第7条により、判定結果を下記のとおり通知します。

### 記

電源構成、非化石証書の使用状況及び 二酸化炭素排出係数の開示状況	開示している・開示していない
環境評価基本項目	点
環境評価加点項目	点
計	点
対象契約への入札参加資格	有・無

様式4（第9条関係）

令和 年 月 日

特定電源割当証明書

岐阜県知事 様

住所  
商号または名称  
代表者職・氏名

以下のとおり（供給先施設名）に電力を供給したことをここに証する。

また、別添に記載の割当電力量に係る環境価値について、（供給先施設名）に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給先情報】

お客様番号  
施設名  
施設住所  
契約電力(kW)

【供給期間】 令和 年 月 日～ 月 日

【再生可能エネルギー由来電力量の情報】（環境価値の属性情報は別添のとおり）

区分	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】							
総供給電力量 (kWh) 【B】							
再エネ比率 (%) 【A/B】							

